

## 金沢市公式ホームページ「スマートフォンアプリ」ポータルサイト掲載基準

金沢市は、金沢市公式ホームページ「スマートフォンアプリ」ポータルサイト（以下「ポータル」という。）に関する掲載基準を定める。ポータルへの掲載は、以下の基準に従って行う。

### 1 基本方針

- (1) ポータルへの掲載の可否は、金沢市が事前に検討し、決定する。
- (2) ポータルに掲載するコンテンツは、後掲のコンテンツ倫理綱領及びコンテンツ掲載基準を満たさなければならない。
- (3) コンテンツがポータルに掲載されている限り、掲載後に加えられる変更も含め、コンテンツはコンテンツ倫理綱領及びコンテンツ掲載基準を満たさなければならない。
- (4) ポータルに掲載されるコンテンツは、「金沢市民のサービス向上」に資するものでなければならない。
- (5) コンテンツ倫理綱領及びコンテンツ掲載基準を満たすことは掲載判断のための最低限の基準であり、掲載を保証するものではない。
- (6) 協議会は、本基準を変更することがあり、ポータルへの掲載基準は、最新の基準による。
- (7) 本基準は、協議会が別途指定する web 上に掲載するものとし、本基準の変更は、変更後の本基準がコンテンツ提供者に閲覧可能な状態で当該 web 上に掲載された時点より効力を生じるものとする。
- (8) ポータルは、予告なく終了することがある。

### 2 コンテンツ倫理綱領

- (1) コンテンツは、良識のあるもので、ユーザーの信頼に背くものであってはならない。
- (2) コンテンツは、品位に欠け、他人を中傷したり、名誉を傷つけたりするものなどであってはならない。

- (3) コンテンツは、社会倫理に沿うもので、関係法規に反するものであってはならない。
- (4) コンテンツは、青少年の健全な育成を妨げるものであってはならない。
- (5) コンテンツは、ユーザーの安心安全な利用を妨げるものであってはならない。

### 3 コンテンツ掲載基準

- (1) コンテンツはユーザーにとってわかりやすく使いやすいサービスでなければならない。
- (2) コンテンツはユーザーが継続して利用するに値する価値が提供されていなければならない。
- (3) コンテンツは広く一般のユーザーの利用を想定していなければならない。
- (4) コンテンツは不必要な情報（位置情報、写真、SNS アカウント情報、外部サービス連携情報等）をユーザーに要求するものであってはならない。
- (5) コンテンツはユーザーが安心して利用できるサービスでなければならない。次の各号を満たさなければならない。
  - ・コンテンツ提供者は、コンテンツ／サイトについてユーザーその他の第三者からの問い合わせに対して責任をもって適切に対応することを約束する。
  - ・コンテンツ提供者は、ユーザーその他の第三者からのコンテンツに関する問い合わせ、苦情、損害賠償、その他の請求等があった場合には、直ちに自らの責任と費用負担によりこれを解決することを約束する。
  - ・コンテンツ提供者は、金沢市がユーザーその他の第三者から前項の請求等を受けた場合には、金沢市の判断により、コンテンツ提供者の連絡先を案内し、またはこれらの請求をコンテンツ提供者に取り次ぐことを了承する。
- (6) コンテンツ提供者は、コンテンツを提供するのに必要十分な能力がなければならない。次の各号について約束しない場合は掲載しない。
  - ・ユーザーからの問い合わせ先を明らかにすること。
  - ・個人情報保護法のその他の適用法令ならびに関連規則等に基づいて、個人情報を適切に管理すること。

## 4 運用に関する規定

### (1) 申込

- ・コンテンツ提供者は、本規約の内容を承諾のうえ、所定の申込書に必要事項を記載し、別途指定する書類等を添付のうえ、提出しなければならない。
- ・コンテンツ提供者は、申込の際に届け出た内容に変更が生じた場合、金沢市の所定の方法により、速やかにその旨を届け出なければならない。
- ・コンテンツ提供者が前項に基づく届出を怠ったことによるコンテンツ提供者の損害もしくは不利益に対して、金沢市はその責任を一切負わない。また、コンテンツ提供者が前項に基づく届出を怠った場合、金沢市がコンテンツ提供者宛に発送した通知がこれにより到達せず、または遅着した場合、当該通知は通常到達すべき時にコンテンツ提供者に到達したものとみなす。

### (2) ポータル上でのコンテンツ情報の表示

- ・コンテンツ情報の表示開始日時、表示方法、位置、その他条件の詳細は金沢市が決定するものとする。

### (3) コンテンツ情報の表示の解除等

金沢市は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合、コンテンツ提供者に対し事前にまたは緊急の場合は事後に通知し、コンテンツ情報の表示を解除することができるものとする。

- ・コンテンツについて苦情が発生し、金沢市が表示の解除が必要と判断したとき。
- ・本基準に違反し、または将来その虞があると金沢市が判断する場合。
- ・政府機関、地方自治体、教育委員会、学校等の公共機関またはこれらに準じる機関から要請があった場合。
- ・第三者から警告通知を受けた等、侵害・訴訟の恐れがあり、または将来その虞があると金沢市が判断する場合。
- ・コンテンツ提供者、コンテンツ提供者の役員または従業員がコンテンツの提供に関連して法令または条例等に違反した容疑で逮捕または起訴された場合。
- ・コンテンツの提供により、金沢市の業務の遂行上重要な支障があると金沢市が判断する場合。
- ・その他、ポータルの運用上または技術上の理由によりポータルの全部または一部

の継続的な提供が困難になった場合。

## 5 管轄裁判所

本規約に関する一切の紛争については、金沢地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 6 協議事項

コンテンツ提供者及び金沢市は、本基準に定めのない事項及び本基準の各項の解釈に疑義が生じた場合には、これらに関して誠意をもって協議のうえ、円満に解決するものとする。

## 附 則

本基準は、令和3年2月8日から施行する。